

次期学習指導要領の議論とユネスコが推進するESD、
2023年ユネスコ教育勧告について

2026年2月13日

千葉大学副学長・教育学部教授

貞広 斎子



国内調査から①

学習指導要領の趣旨を踏まえた取り組みは、格差を縮小する可能性

- 「主体的・対話的で深い学び」に取り組んだと考える児童生徒ほど、各教科の正答率や挑戦心・自己有用感・幸福感等が高く、自分で学び方を考えて工夫している。
- 低いSES（社会経済的背景）でも「主体的・対話的で深い学び」に取り組んだ児童生徒は、高いSESで取り組めていないものよりも各教科の正答率が高い。
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両方に取り組んだ児童生徒グループは、他のグループに比べて、各教科の正答率や授業の理解度・挑戦心・自己有用感・幸福感が高い。

国内調査から②

学習指導要領の趣旨を踏まえた取り組みは、格差を縮小する可能性

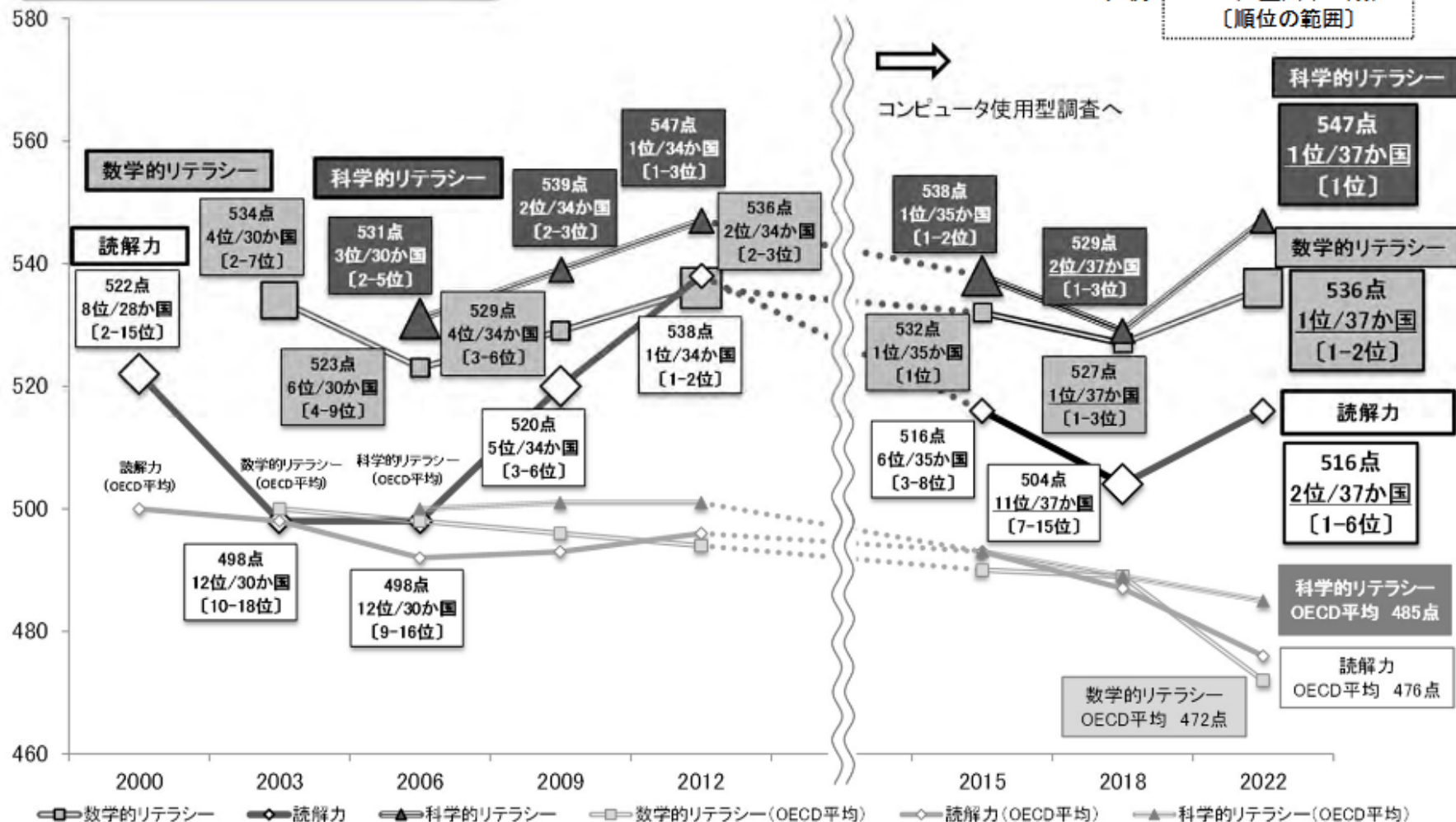
＜文部科学省が研究を委託した追加分析＞

「主体的・対話的で深い学び」は「学校に行くのは楽しい」「自分にはよいところがある」といった自己有用感と高い相関。またその係数はS E Sや学力を統制しても変化しないことが示されている。

⇒ S E Sや学力が深刻な交絡因子となっている（結局裕福で学力の高い層が授業も積極的で、自己有用感も高い）可能性は低く、どの層にも主体的・対話的で深い学びがポジティブな影響を与えることが示唆。

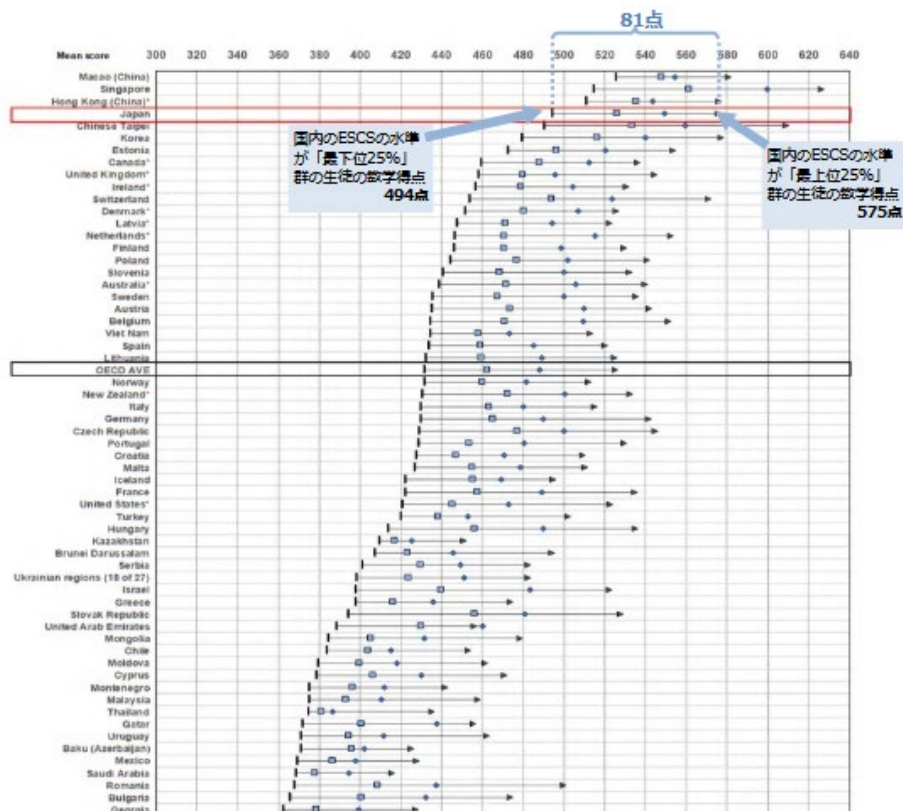
OECD生徒の学習到達度調査 (PISA)から①

平均得点及び順位の推移



OECD生徒の学習到達度調査 (PISA)から②

数学的リテラシーの平均得点が高い国の中では、日本は、国内の「社会経済文化的背景」(ESCS)水準別に見た場合、生徒間の数学的リテラシーの得点差が小さい国の一つである。



「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ 及び持続可能な開発のための教育に関する勧告」(概要)

資料2

外務省国際文化協力室
文部科学省国際統括官付

- 本勧告は、1974年に採択された「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」の改正勧告として、第42回ユネスコ総会(2023年11月7日-22日)にて採択。我が国は、本勧告の採択を支持。
- ユネスコ憲章第4条4は、「加盟国は、勧告又は条約が採択された総会の閉会后1年の期間内に、その勧告又は条約を自国の権限のある当局に提出しなければならない」と規定。

主な内容(法的拘束力なし)

I 定義

- ✓ 本勧告の適用上の「教育」、「平和」、「国際理解」、「協力」、「平和の文化」、「人権」、「基本的自由」、「人権教育」、「持続可能な開発のための教育」、「グローバル・シチズンシップ教育」、「包摂」、「変革的教育」について定義。

II 目的

- ✓ 教育を通じて人権、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発の享受を確保し、平和を維持及び促進すること。
- ✓ 国際理解、協力、貧困撲滅及び寛容の促進、並びに差別及び暴力の防止に貢献する社会への個人的・集団的参加に必要な知識、技能、価値観、態度及び行動を生涯を通じて育成することを確保するために、具体的な指針を与えること。

III 範囲

- ✓ ①全ての人のための、②正規の、正規でない及び形式によらない環境で提供される、③様々な様式と教授法を用いた、④全ての段階、種類及び規定の教育活動が対象となる。

IV 指導原則

- ✓ ①全ての人が利用可能で質の高い教育の確保、②人権の保護及び促進、③全ての差別の排除と包摂性、衡平性の確保、④配慮及び連帯の倫理促進、⑤ジェンダー平等並びに女性及び女児の自律的な力の育成、⑥多様性の尊重、⑦学習者及び教員等の健康及びウェルビーイングの促進、⑧生涯にわたる継続的・変革的な教育と学習の機会の提供、⑨知識の共創の推進、⑩あらゆる形態の憎悪の唱道の禁止並びに思想、信条及び表現の自由の確保、⑪テクノロジーの倫理的利用の促進、⑫グローバルな視点の育成、⑬異文化間・世代間、並びに人々、社会及び国家間の対話の促進、⑭グローバル・シチズンシップ、平和、人権及び持続可能な開発のための共同責任倫理の啓発

V 行動分野

- ✓ V.1 制度全体的な要件: ①法令、政策及び戦略、②ガバナンス、説明責任及び連携、③カリキュラム及び教授法、④評定及び評価、⑤学習及び教育の資料及び資源、⑥学習環境、⑦教員及び教育職員の育成
- ✓ V.2 教育の各段階及び各種の特定の要件: ①幼児期の保育及び教育(ECCE)、②初等教育及び中等教育、③高等教育及び研究、④技術教育及び訓練並びに職業教育及び訓練(TVET)、⑤成人学習及び成人教育、⑥正規でない教育及び形式によらない学習

VI 事後措置及び見直し

- ✓ 加盟国は、国別報告作成、勧告の目的及び指導原則を促進するための社会全体での取組を実施。

VII 促進

- ✓ 加盟国は、国内及び国際的な利害関係者と協力し、ユネスコのネットワークの支援を得つつ、政府間で協力し、自国の取組を拡大。

国内状況

我が国は、教育基本法、学校教育法、学習指導要領その他の法令等に従い、教育振興基本計画等に基づき、勧告の理念に沿った取組を推進している。また、持続可能な開発のための教育(ESD)提唱国として持続可能な社会の創り手の育成に努めている。

1.学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

次期学習指導要領に向けた基本的な考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～

1

「主体的・対話的で深い学び」の実装 (Excellence)



「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じた資質・能力の育成について、一層の具現化・深化を図る

2

多様性の包摂 (Equity)



子供たちの多様性を包摂することで、一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育を実現する

3

実現可能性の確保 (Feasibility)



持続可能な在り方を追求し、教師と子供の双方に「余白」を創出することで豊かな学びに繋げる

学びをデザインする高度専門職としての教師

「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備

総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに



生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育む



1.学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

次期学習指導要領に向けた基本的な考え方



自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手の育成



「好き」を育み、「得意」を伸ばす
(興味・関心)



当事者意識を持って、自分の意見を
形成し、対話と合意ができる

【各教科等での検討イメージ】

好き・得意をベースとした主体的な進路選択の促進

高
中
小
幼

課題設定の充実

グループ探究
個人探究

総合



生きて働く「確かな知識」の習得
興味・関心が広がる
教材・学習方法の選択を促進

自分の意見を表現する活動の充実
探究的な要素を持つ学習活動の充実
家庭学習の内容を自律的に決められる
ような段階的指導
(家庭学習はじめ学習習慣の確立を含む)

各教科等

児童生徒主体のルール形成や
学校生活改善、行事の創造等
の明確化
(みんなが学びやすいルールや環境
の構築を含む)

納得解を形成しようとするこ
の重要性の明文化
(安易な多数決の回避や少数意見の
吟味)

特別活動

考え、議論する
道徳の徹底

(主体的な判断の重
要性、知・徳・体の
調和のとれた発達に
向けた、道徳的価値
の対立を乗り越える
必要性や道徳的実践
の強調)

道徳

言葉を用いて思考を深めていく指導

他者と関わり協同する力の育成

多様な子供を誰一人取り残さな
い視点としての個別最適な学び
と協働的な学びの一体的充実

科学的知見も生かした
効果的な指導計画・授業方法
児童生徒の学習方略の指導

障害や認知特性等、多様な
実態を踏まえた調整
(教科等、家庭学習含む)

全ての活動の基盤として
の心理的安全性の確保

学びをデザインする高度専門職としての教師

「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備

総合的な勤務環境整備

※本イメージ図は、自らの人生を舵取りする力と民主的で持続可能な社会の創り手育成という今般の検討の一部を資料化したものであり、学習指導要領の改訂に関わる全ての要素を網羅する性質のものではない

3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？

個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施の仕組み

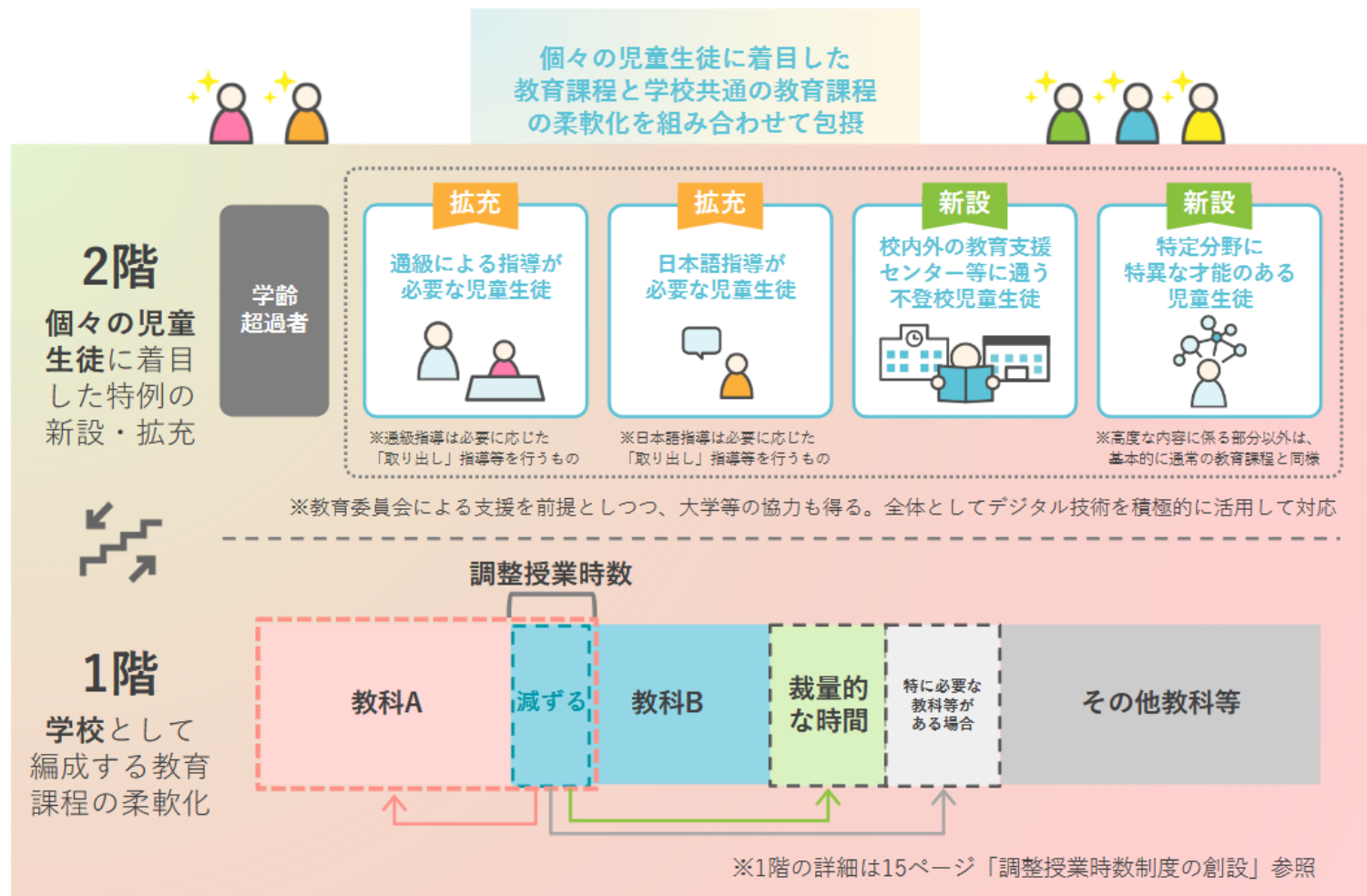
課題

各学校が編成する一つのエデュケーション課程では、多様な個性や特性、背景を有する子供たちに対応することが難しい場合もある。



「個々の児童生徒」に着目した教育課程編成の特例の新設・拡充により、学校共通のエデュケーション課程（1階）と個々の児童生徒に着目して編成するエデュケーション課程（2階）の柔軟化を組み合わせることで多様な子供たちを複層的に包摂する。

柔軟な教育課程編成の促進のイメージ



教育勸告の「指導原則」と現在の議論との関係性

- 原則の要素については、学習指導要領の基本的方向性や各々の教科等にちりばめられている。
- 発達段階に応じて、教育からの働きかけを行う条件は準備されている。
- とりわけ、包摂性、社会的公正の実現、学習の主体者の育成という点からは、学校の機能を強化する議論がなされている。